



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                     |   |
|---------------------|---|
| Title               | アイヌの行為と同化・文化伝承 : 民族関係を通して [論文内容及び審査の要旨]   |
| Author(s)           | 木戸, 調   |
| Degree Grantor      | 北海道大学   |
| Degree Name         | 博士(教育学)   |
| Dissertation Number | 甲第15331号  |
| Issue Date          | 2023-03-23  |
| Doc URL             | <a href="https://hdl.handle.net/2115/89447">https://hdl.handle.net/2115/89447</a>                       |
| Rights(URL)         | <a href="https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/">https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/</a> |
| Type                | doctoral thesis   |
| File Information    | KIDO_Shirabe_review.pdf, 審査の要旨  |



## 学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（教育学） 氏名：木戸 調

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 審査委員 主査 教授 | ゲーマン・ジェフリー          |
| 副査 講師      | 上山 浩次郎              |
| 副査 教授      | 小内 透（札幌国際大学、本学名誉教授） |
| 副査 名誉教授    | 谷 富夫（大阪市立大学）        |

### 学位論文題名

アイヌの行為と同化・文化伝承  
——民族関係を通して——

近代以降、アイヌの人々は抑圧され同化を強制されてきた。だが、現在、特にアイヌ文化振興を中心にその復権の動きもみられる。この現状が成立するには、同化が強制される中でもアイヌ文化が伝承され続けてきた現実が存在する。では、こうした同化と文化伝承は、どのように生じてきたのか。本論文は、この論点を、史資料・自伝的著作・インタビュー調査等を用いて、行為論・民族関係論に依拠した分析視角から探求する。

以下4点が評価される。第1に、同化と文化伝承に関する独自の概念を提起した(2章)。上記論点については、同化の強制への「抵抗」としての文化伝承という分析視角がみられる。それについて、本論文は、上記視角では捉えきれない現実が生じてきたことにも注目し、それらを独自の概念で把握する。

同化では、政策等による規制（「強制された同化」）や貧困・差別への対応（「戦略としての同化」）という場合だけでなく、生活のために例えば子守等を行った結果として日本語を覚えた場合（「戦略の意図せざる結果としての同化」）もみられた(3章)。他方、文化伝承では、生計手段としてアイヌ文化に関する観光業を営む中で、結果的にアイヌ文化の伝承がなされていた場合（「戦略の意図せざる結果としての文化伝承」）や、家庭やコミュニティ内で習慣として実践され次世代が無意識的に伝承している場合（「習慣的な文化伝承」）があった(3章)。もちろん、アイヌ文化それ自体の価値に基づき伝承を行う場合（「価値合理的な文化伝承」）もみられる(4・6章)。

このように同化と文化伝承にはいくつかのタイプが存在している。結果、一方での抑圧された歴史と現状、他方での価値のある文化としての称揚という両極のまなざしを乗り越える形で、アイヌの人々の姿が浮き彫りにされている。

第2に、本論文が持つ示唆・含意である。まず、「抵抗」としての文化伝承が生じる要因という論点への示唆である(4・5章)。本論文でも、「抵抗」としての文化伝承を行う実態(「戦略としての文化伝承」)が触れられる。だが、それは必然的に生じるものではない。本論文からは、その要因として、同化を志向しても差別がなくなる経験、生活の「余裕」、アイヌ文化への和人の「評価」等が示唆される。

また、アイヌの人々はもちろん先住民族等のマイノリティの復権に関する含意もある。例えば、「習慣的な文化伝承」は、たとえ激しい差別や偏見がある中でも、文化が家庭・コミュニティを通して無意識的に次世代へと継承されうることを提示している(3章)。他方、現在では「習慣的な文化伝承」を経験せずともアイヌ文化保存会への参加を通して「価値合理的な文化伝承」を行い始める者も存在する(6章)。これらは、同化の歴史を経験しながらも、文化が維持され復興されるマイノリティの復権の道筋を理解・構想する上で踏まえておくべき事実とみなされうる。

第3に、アイヌ文化の実践が持つ意味や機能について考察を行った点である。近年、文化伝承の活動はアイヌの人々に「誇りの回復」をもたらすという議論もなされる。その点、本論文では、アイヌ文化の実践者へのインタビュー調査の結果から、実践者であっても、アイヌを「忌避」する感情やアイヌと認識されることへの「開き直り」「諦念」に起因してアイヌであることを隠したい気持ちが存在すること、しかし同時にアイヌとして積極的に生きたい気持ちが生じている様子を浮かび上がらせている(6章)。

ここから、筆者は、アイヌ文化実践と「誇りの回復」の関係の理解は慎重に行うべきことに留意しながら、それはアイヌとして生きる「勇気」をもたらすとする。だが、それだけではなく、アイヌの人々による文化実践だけでは「誇りの回復」はなされえないとの含意も導く。この論述は、結果的に、彼らへのアイヌ文化の奨励だけではその復権は十全な形でなされえないことを示唆し、その点で我が国の政策的な動向への批判的含意も持つ。

第4に、全体の議論が、民族関係論として位置づけられている。すなわち、同化と文化伝承がアイヌと和人の民族関係という視野の中で把握される。この把握から、同化も文化伝承も、アイヌの人々のみに関連するものではなく、抑圧等を例とするアイヌと和人の民族関係の中で生起するものであることが分析的に示されるとともに、マジョリティである和人の責任・倫理が問われる社会的研究的な問題であるという筆者の立場が導かれる(終章)。

審査では、アイヌ文化の内容やその歴史的な変遷への言及が少ないこと、近年の先住権に関する運動・活動への言及など権利論の視点が十分とはいえないことなどの課題が指摘された。とはいえ、本論文は、先に触れた点で関連研究の進展に貢献し得たと評価しうる。

以上から、著者が北海道大学博士(教育学)の学位を授与されるに値すると認める。